

# 法律相談



## 相続、2

名古屋弁護士会 協会顧問 弁護士 楠田堯爾

### 1. 相続分

相続分とは、相続人間の相続の割合のことです。前稿で相続人となるものを説明しました。すなわち、被相続人に配偶者（妻または夫）があれば配偶者は常に相続人となり、あとは、第1順位の相続人が子（代襲相続を含む。）、第1順位の子がなければ第2順位の直系尊属（近い方の直系尊属）、第1順位および第2順位の相続人がなければ被相続人の兄弟姉妹（代襲相続を含む。）が相続人となります。

2、同順位の相続人の相続分は、次に述べる場合を除き同じです。①被相続人の子は、長幼・性別を問わず同じです（子が一人ならばその子が一人で全相続財産を相続）。被相続人の子が胎児である場合は、その胎児が生きて産まれれば同じ相続分（割合）で相続権を有します。②第1順位の相続人（子。代襲相続を含む。）がなく、第2順位の直系尊属が相続人である場合も、例えば、被相続人の父母が健在のときは、更にその父母（被相続人からすれば祖父母）も健在であっても、親等のより近い父母が同じ割合（2分の1づつ）で相続します（被相続人の父は既に死亡し、母と祖父母が健在のときは、親等の近い母のみが相続財産の全部を一人で相続する）。③第1順位・第2順位の相続人がなく、兄弟姉妹が相続である場合は、長幼・性別にかかわりなく兄弟姉妹全員の相続分は同じです。

3、このように、同じ順位の相続人の相続分（相続の割合）は同じなのですが、同順位の相続人の間で相続分が異なる場合があります。それは、子が相続分である場合と兄弟姉妹が相続である場合です。①子が相続人である場合、

子は、同じ（均等）割合で相続するのが原則ですが、その子が嫡出子であるか嫡出子でない（非嫡出子）かで相続分が異なります。すなわち、非嫡出子の相続分は嫡出子の2分の1とされます。この定めに対しても、子は自分の意思で親を選べる訳ではなく、たまたま非嫡出子として生まれたからといって相続分が嫡出子の2分の1というのには公平でないという強い批判がありますが、現時点ではこの定めが生きています。②被相続人の兄弟姉妹が相続人となる場合があります。この場合、父母の双方を同じくする兄弟姉妹と、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹とがあり得ます。例えば、父Aと母Bとの間の兄弟姉妹a・b・cと父Aと母Cとの間の兄弟姉妹d・e・fがある場合で、aが被相続人である場合、b・cが被相続人aと父母の双方を同じくする兄弟姉妹であり、d・e・fは父のみを同じくする兄弟姉妹です。このような場合、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1となります。

4、配偶者は常に相続人ですから、被相続人の①配偶者と子が相続人である場合、②配偶者と直系尊属が相続人である場合、③配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合があり得ます。この場合の各自の相続分は次のとおりです。

配偶者：子 1/2 : 1/2

配偶者：直系尊属 2/3 : 1/3

配偶者：兄弟姉妹 3/4 : 1/4

そして、これにいろいろなケースがからみ合って複雑な場合が少なくありません。

次は、代襲相続などについて説明を進めたいと思います。